

## ◎中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

(平成一九年五月一日法律第三九号)

### 一、提案理由 (平成一九年三月二〇日・衆議院経済産業委員会)

○甘利国務大臣

…………… (略) ……………

続きまして、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業の景気回復はおくれており、また地域によってその回復の足取りに差が生じております。

このため、景気回復の流れをより確かなものとし、地域経済の自律的な活性化を図るため、地域の特色ある農林水産物、産地の技術、観光資源といった地域産業資源を活用した中小企業による事業活動を支援するための措置を講ずることにより、地域経済の主な担い手である中小企業の事業活動を促進することが必要となっております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣が、地域産業資源を活用した事業の促進により、地域経済の活性化を図るための方策に関する事項等を示した方針を策定いたします。

第二に、この方針に基づいて、地域経済の実態に関する知見を有する都道府県知事が、当該都道府県における地域産業資源の具体的内容等を示した構想を作成し、主務大臣がこれを認定いたします。

第三に、都道府県知事の構想において指定された地域産業資源を活用して商品の開発等を行う中小企業の事業計画を個別に主務大臣が認定し、中小企業信用保険法の特例、食品流通構造改善促進法の特例等の支援措置を講ずることとしております。

…………… (略) ……………

以上が、これら法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、衆議院経済産業委員長報告 (平成一九年四月一二日)

○上田勇君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案につきましては、企業規模や地域により業況に格差が見られる中、我が国経済の活力源である地域、中小企業の活性化を図ることが喫緊の課題であることにかんがみ、産地の技術、地域の特色ある農林水産品、観光資源など、地域の強みである地域資源を活用した中小企業の商品、サービスの開発、市場化に対し、資金面、ノウハウ面等での支援措置を講ずるものであります。

…………… (略) ……………

三法律案は、去る三月十六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月二十日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、四月十日には参考人からの意見を聴取するなど慎重な審査を重ね、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案につきましては、討論の後、それぞれ採決を行った結果、賛成多数をもって、また、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年四月一日）

中小企業の景気回復には遅れが見られ、地域によって回復の足取りに差が生じている中で、地域の特色ある資源を活用した事業活動を支援することを通じて、真の地域経済活性化が実現されるよう、政府は本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 国による基本方針の策定から都道府県による基本構想認可までのプロセスを迅速にかつ透明性の確保に留意しつつ進めるとともに、地域資源の特定に当たっては地域の自主性が最大限尊重されるよう配慮すること。また、事業の実施段階では適時適切に評価を行い、必要な見直しを行うなど、柔軟に対応するよう努めること。

二 事業計画の認定については、地域間のバランスに配慮しつつ、中小企業者に分かりやすくかつ公平を旨とした認定基準の策定を図るとともに、施策の実施に当たっては、市町村、商工会・商工会議所、JA等の組織を活用する等情報の周知徹底を図り、全国の中小企業者が広く支援を受ける機会が確保されるよう努めること。また、マーケティング等の専門家の派遣、事業の円滑な実施のための人材確保等各般の支援策の継続的な実施を図ること。

三 地域の中小企業者にとって利用しやすい形で施策が講じられるよう、関係各省や関係機関においては密接な連携を図るとともに、最も身近な行政単位である市町村レベルにおいても相談窓口を設置する等、体制の構築に努めること。

**三、参議院経済産業委員長報告（平成一九年四月二七日）**

○伊達忠一君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案は、中小企業

が地域産業資源を活用することにより、地域経済の活性化を図るものであります。

……………（略）……………

なお、経済成長戦略大綱に関する件について、三人の参考人から意見聴取を行いました。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、一つ、中小企業の事業再生に対する支援の在り方、一つ、地域産業資源を活用した事業が地域経済に与える効果、一つ、自治体間による企業誘致競争が過熱することへの懸念等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終了し、順次採決の結果、産業活力再生法改正案及び地域産業活性化法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、地域資源活用法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年四月二六日）

地域経済活性化のためには、各地域の強みとなる地域資源を活用した新たな商品・サービスを創出しようとする中小企業の事業活動の促進が重要であることに鑑み、新連携支援事業等との連携を図りつつ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 主務大臣による基本方針の策定に当たっては、基本構想を作成する都道府県及び地域資源活用事業を実施する中小企業者に混乱が生じることのないよう具体的内容を提示するとともに、都道府県による基本構想の作成過程において、市町村、商工会・商工会議所、産地の事業協同組合、農業協同組合等、地域関係者の意見が十分反映されるよう努めること。また、中小企業者が作成する事業計画の認定に当たっては、公正性が担保されるよう明確な認定基準を定めること。

二 地域資源活用事業を地域主導で行うことができるよう、農林水産業と製造業・サービス業等との連携や産学連携の推進、マーケティングや地域ブランド戦略に精通した人材の確保・育成支援の拡充を図ること。なお、地域中小企業の資金調達を円滑化するための地域中小企業応援ファンドにおいては、投融資を受ける機会に地域間格差が生じることのないよう努めること。

三 地域資源を活用した中小企業の事業活動を効果的に支援する観点から、関係省庁、地方公共団体、地域の試験研究機関、地域金融機関等の緊密な連携体制を構築すること。

右決議する。